



～巻頭言～

マイナンバーカードの普及について

日本のマイナンバーカードは「税と社会保障の一体改革」として納税環境整備の一環としてスタートしたが、税制の方が先に進みやと社会保障の行政サービスが追いついてきた。最初は金融機関や証券会社とのヒモ付きで、国家が国民の財産遁脱を目論んでいたがなかなか進まなかったのはご存じの

とおりである。コロナで国民一人当たり10万円の給付に手間取り事業の持続化給付金でも最初はどうも機能しなかった。今のところ国民はマイナポイントに釣られてカードの普及が進んでいるようである。日経新聞によると、そもそもこの番号制度の発祥はデンマークだそうである。第一次世界大戦後、1924年に生活物資の配給制度を整えるため個人氏名、住所、家族構成を把握するために番号制ができコンピュータの発達で1968年全国民に番号を付けて、各種の行政サービスが始まったそうである。今ほど個人情報問題にならなかったことが幸いしたかもしれない。特に北欧では番号制と合わせて行政サービスも進み、国民の行政サービス手続きは7割がオンラインですむといわれる。日本では緒についたばかりで行政のデジタル化が遅れている。行政サービスが増えるとマイナカードの普及も行政サービスの利用も増えていくのではないと思う。デジタル行政サービスの進んでいる北欧中心にみていきたいが、日本も含めて各国の風土の違いもあり、現実でない部分もあるかもしれない。スウェーデンのように高負担(税)・高福祉制度が実現している場合、公平な負担と給付のため所得など一体で把握されることへの理解が進んでいるそうである。北欧では医療でもマイナカードで管理され病歴、服薬の情報が見られるのは当然として学校や保健所、幼稚園保育所とも連携がとられていてこれらの機関からお知らせがオンラインで届くという。確定申告も行政が所得、寄付、年金、医療費等納税計算に必要な情報を本人に伝え本人の承認で確定申告が終わるという。申告期限もその国々で違うらしい。「情報保護法」が制定されデータ保護監察院が監視をしている。日本も同様な体制があるけれど、どこまで管理できているのか？イギリスでは、企業の給与を税務当局に報告しその情報が番号制と連携し社会保険庁に渡されている。新型コロナの中でも所得に応じて給付金がもらえた。日本では持続化給付金や雇用調整助成金の多額の不正が発生したが、北欧では考えられない現象である。こうした低所得者への給付制度はリーマンショックの金融危機に整備されたという。日本の税務署は一流であり個人所得税のデータは保管されているが、いざというときには役に立っていない。確かにマイナンバーがもし普及していたら手間とコストをかけずに速やかな給付ができたであろうし、不正な給付もなかったかもしれない。マイナンバーカードが進まないのは、行政を見てわかるとおり問題が発生しても責任の所在を隠し、うやむやにし、国民から信頼を得ていないからである。デジタル先進国の真似をしても上面だけのものになり、北欧のように国民が国を信頼し行政と国民が同じレベルでなければ、マイナカードを取得してもデジタルサービスの利用はあまり進まないのではないと思う。やるとすれば強制的(法律)なものになるだろう。